

大口町告示第83号

大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱を次のように定める。

令和7年6月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱

大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱（平成16年大口町告示第34号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3の規定に基づく特別療養費の支給、法第63条の2第1項又は第2項の規定に基づく保険給付の一時差止及び同条第3項の規定に基づく保険給付の額から滞納している国民健康保険税額を控除することについて、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）間の負担の公平、国民健康保険財源の確保及び国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

（特別療養費の対象世帯主）

第2条 特別療養費の支給対象となる者は、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の納期限から1年が経過するまでの間に、町長が省令第27条の4の4に規定する国保税の納付に資する取組を行ってもなお当該国保税を納付しない場合において、政令第28条の6に規定する特別な事情があると認められる場合を除き、当該納期に係る国保税を納付しない世帯主（以下「対象世帯主」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は特別療養費の支給対象者としなない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他省令第27条の4の2に規定する医療に関する給付（以下「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等」という。）を受けすることができる者

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者

(対象世帯主台帳の作成)

第3条 町長は、前条に規定する対象世帯主を抽出し、対象世帯主台帳(様式第1)を作成するものとする。

2 町長は、前項の対象世帯主台帳に、対象世帯主に対し実施した納付相談の経過、特別療養費事前通知の状況、保険給付の一時差止の状況等について併せて記載するものとする。

(特別の事情の届出等)

第4条 町長は、対象世帯主に対し、省令第27条の4の4に規定する国保税の納付に資する取組(以下「国保税の納付に資する取組」という。)を行うとともに当該世帯の状況を調査し、当該世帯主が政令第28条の6に規定する特別の事情(以下「特別の事情」という。)に該当すると認めるとき又は対象世帯主と同一の世帯に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者がいると認めるときは、対象世帯主に対し、国民健康保険税の滞納額の納付等依頼書(特別療養費)(様式第2)による届出を求めるものとする。

2 対象世帯主は、特別の事情があるときは特別の事情に係る届出書(様式第3)により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者がいるときは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に係る届出書(様式第4)により、それぞれ別表に定める疎明資料を添えて、町長に届け出るものとする。

3 町長は、前項の規定による届出のあった対象世帯主が特別の事情により国保税を納付することができないと認めるとき又は当該世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者であると認めるときは、当該世帯主を対象世帯主から除外するものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 町長は、対象世帯主と同一の世帯に属する被保険者に対し法第54条の3

の規定による特別療養費を支給しようとするときは、当該世帯主に対し行政手続法（平成5年法律第88号）第29条及び第30条及び大口町行政手続条例（平成9年大口町条例第3号）第27条及び第28条に規定する弁明の機会の付与について、国民健康保険税納付に関する弁明書の提出通知書（様式第5）により当該世帯主に通知するものとする。

2 対象世帯主は、前項の通知があったときは、弁明書（様式第6）を町長に提出するものとする。

（特別療養費を支給する旨の通知）

第6条 町長は、前条第2項の規定により対象世帯主が提出した弁明書によっても国保税の滞納が不当であると認めるとき又は提出期限までに対象世帯主が弁明書を提出しないときは、当該世帯主を特別療養費の支給対象とすることを決定する。

2 町長は、前項の規定により特別療養費の支給を決定したときは、あらかじめ、法第54条の3第3項の規定により、当該世帯主に対し、特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第7）により特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

（資格確認書の返還）

第7条 町長は、第5条第2項の規定により対象世帯主が提出した弁明書によっても国保税の滞納が不当であると認めるとき又は提出期限までに対象世帯主が弁明書を提出しないときは、省令第27条の5の2第1項の規定により資格確認書の返還を求めるものとする。

2 町長は、前項の返還を求めるときは、あらかじめ、省令第27条の5の2第2項の規定により、当該世帯主に対し、国民健康保険資格確認書の返還通知書（様式第8）により通知するものとする。

（資格確認書（特別療養）の交付等）

第8条 町長は、前条の規定により資格確認書が返還されたときは、当該対象世帯主に対し、省令第27条の5の2第4項の規定により資格確認書（特別療養）を交付するものとする。

2 前項により資格確認書（特別療養）を交付する際、返還を求められている資格確認書が省令第7条の2第4項の規定により無効となったときは、省令第27条

の5の2第3項の規定により当該資格確認書は返還されたものとみなすことができる。

3 町長は、資格確認書の検認又は更新の際、資格確認書（特別療養）を交付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、資格確認書（特別療養）を交付する世帯に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者がいるときは、当該被保険者に資格確認書を交付し、療養の給付等を行うものとする。

5 特別療養費の支給を受けている対象世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、省令第27条の5の4第2項及び第27条の5の5第2項の規定により直ちに第4条第1項による届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1項に規定する特別の事情があるとき。

(2) 対象世帯主と同一の世帯に属する被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者となったとき。

6 町長は、前項の届出書の提出があったときは、速やかに内容を審査し適正と認めるときは、対象世帯主と同一の世帯に属する被保険者に対し、療養の給付等を行わなければならない。ただし、当該世帯の一部の被保険者が同項第2号に該当する場合は、当該被保険者に係る療養の給付を行わなければならない。

(資格確認書（特別療養）の更新)

第9条 資格確認書（特別療養）の有効期限は、1年とする。ただし、最初の更新期日は、交付日以後最初に到来する7月末日までとする。

2 資格確認書（特別療養）の更新期日は、8月1日とする。

3 資格確認書（特別療養）の更新を行うときは、その期日及びその他必要な事項を特別療養費が適用された対象世帯主に通知するものとする。

(資格確認書（特別療養）の交付措置の解除)

第10条 第8条の規定により資格確認書（特別療養）の交付を受けている対象世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯主に対して資格確認書(特

別療養)の交付措置を解除し、その世帯に属する全ての被保険者に係る資格確認書を交付するものとする。

- (1) 滞納している国保税の完納又は著しい減少が認められたとき。
 - (2) 政令第28条の6に規定する特別の事情があるとき。
 - (3) 対象世帯主と同一の世帯に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者がいると認められたとき。
- 2 前項の対象世帯主の世帯に属する被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者となった場合は、当該被保険者に係る資格確認書を交付する。

(特別療養費の支給)

第11条 第6条の規定により特別療養費が適用された対象世帯主が特別療養費の支給を受けようとするときは、特別療養費支給申請書(様式第9)に必要書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請があったとき、町長はその内容を審査し、相当と認めるときは、特別療養費を支給する。

(保険給付の一時差止)

第12条 町長は、国保税の滞納が発生した納期限の翌日から起算して1年6月を経過するまでの間に、納付の勧奨等を行ってもなお滞納税額を完納しない世帯主に対しては、法第63条の2第1項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止(以下「保険給付の一時差止」という。)を行うものとする。

- 2 町長は、前項の期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対して、法第63条の2第2項の規定に基づき保険給付の一時差止を行うことができる。
- 3 町長は、第1項に規定する世帯主の世帯の状況を調査し、当該世帯主が政令第29条の5で準用する政令第28条の6に規定する特別の事情に該当すると認めるときは、当該世帯主に対し、国民健康保険税の滞納額の納付等依頼書(保険給付の一時差止)(様式第10)による届出を求めるものとする。

- 4 第1項に規定する世帯主は、特別の事情があるときは、第4条第2項の例によ

り、町長に届け出るものとする。

- 5 町長は、第1項に規定する世帯主に対し保険給付の一時差止をしようとするときは、第5条の例により、弁明の機会を付与するものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定による保険給付の一時差止を行おうとするときは、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止通知書（様式第11）を当該世帯主に対し通知するものとする。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該滞納につき第3項に規定する特別の事情があると認められる世帯主については、保険給付の一時差止を行うことはできない。
- 8 保険給付の一時差止を受けている世帯主は、第3項に規定する特別の事情があるときは、省令第32条の3の規定により、直ちに第4条第2項の例により届出書を町長に提出しなければならない。
- 9 町長は、前項の届出があったときは、速やかに内容を審査し適正と認めるときは、当該世帯主に対して保険給付の一時差止を解除しなければならない。ただし、当該世帯主が特別療養費の支給を受けているときは、併せて療養の給付等を行うものとする。

（保険給付の一時差止の解除）

第13条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止を受けている世帯主が、次の各号のいずれかに該当するときは、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止措置の解除通知書（様式第12）により、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止を解除するものとする。

(1) 滞納している国保税を完納した場合

(2) 政令第29条の5で準用する政令第28条の6に規定する特別の事情により国保税を納付することができないと認められる場合

- 2 保険給付の全部又は一部の支払の一時差止を受けている世帯主は、前項第2号の特別の事情を有することとなったときは、直ちに第4条第2項の例により届出を行うものとする。

（一時差止に係る保険給付の額からの滞納国保税額の控除）

第14条 特別療養費の支給を受けている世帯主であつて、第12条第1項及び第2項の規定により保険給付の一時差止を受けているものが、滞納国保税額をなお完納しないときは、町長は、法第63条の2第3項の規定に基づき、当該保険給付の一時差止に係る保険給付の額から滞納国保税額を控除することができる。

2 町長は、前項に規定する世帯主の世帯の状況を調査し、当該世帯主が政令第28条の6に規定する特別の事情に該当すると認めるときは、当該世帯主に対し、国民健康保険税の滞納額の納付等依頼書（一時差止に係る保険給付の額からの滞納国保税額の控除）（様式第13）による届出を求めるものとする。

3 第1項に規定する世帯主は、特別の事情があるときは、第4条第2項の例により、町長に届け出るものとする。

4 町長は、第1項に規定する世帯主に対し保険給付の一時差止に係る保険給付の額から滞納国保税額の控除を行おうとするときは、第5条の例により、弁明の機会を付与するものとする。

5 町長は、第1項の規定による保険給付の一時差止に係る保険給付の額から滞納国保税額の控除を行おうとするときは、あらかじめ一時差止に係る保険給付費からの滞納保険税額の控除通知書（様式第14）により当該世帯主に通知しなければならない。

6 第1項の規定にかかわらず、当該滞納につき第2項に規定する特別の事情があると認められる世帯主については、保険給付の一時差止に係る保険給付の額から滞納国保税額の控除を行うことはできない。

7 保険給付の一時差止を受けている世帯主は、第3項に規定する特別の事情があるときは、省令第32条の3の規定により、直ちに第4条第2項の例により届出書を町長に提出しなければならない。

（納付指導等の継続実施）

第15条 町長は、第6条の規定により特別療養費の支給を受けている対象世帯主及び第12条の規定による保険給付の一時差止を行っている世帯主に対し、その後も継続して滞納国保税に係る納税指導等を行い、自主的な納付の促進を図るものとする。

(その他必要事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 特別の事情に係る事由及び疎明資料

事由	疎明資料
1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。	罹災証明書、被害金額を証する書類、盗難届出証明書等
2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。	入院証明書、医師の診断書、傷病証明書等
3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。	廃業届又は休業届の写し（妥当な理由と認められるものに限る。）、破産証明書（破産申立書）等
4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。	損益計算書、帳簿、確定申告の控等の収入状況が分かるもの、収支明細書等
5 1から4までに類する事由があったこと。	左記の事由を証する書類等

2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に係る事由及び疎明資料

事由	疎明資料
1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給	左記の事由を証する書類等
2 省令第27条の4の2の規定により法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める医療に関する給付	左記の事由を証する書類等

様式第1（その1）（第3条関係）

対 象 世 帯 主 台 帳

記号番号					世帯主氏名					擬主該当	有・無		年月日	納付相談の経過
住所									電話暗号					
世帯構成	氏名		続柄	生年月日	国保資格	他法律の医療等								
			世帯主		有・無	有（ ）・無								
					有・無	有（ ）・無								
					有・無	有（ ）・無								
					有・無	有（ ）・無								
滞納状況	納期	税額	納付額	滞納額	納期	税額	納付額	滞納額						
特別の事情	届出年月日		事由等						判断					
			1 災害・盗難 2 病気 3 事業廃止・休止 4 損失 5 その他						有・無					
弁明	1 提出あり		提出日					判断 ・ 妥当性あり ・ 妥当性なし						
	2 提出なし													

様式第2（第4条関係）

第 年 月 日 号

（保険税納付義務者） 様

大口町長



国民健康保険税の滞納額の納付等をお願い

あなたは長期間にわたり国民健康保険税を滞納しており、これまで再三にわたり督促、催告等により納付をお願いしてきましたが、未だに納付されておられません。つきましては、同封した納付書により、速やかに納付をお願いします。国民健康保険税の納付相談も受け付けていますので、ご相談ください。

記

1 滞納額及び納期限

滞納額 円
納期限 年 月 日

2 特別療養費の措置及び特別の事情に係る届出

(1) 特別療養費

今後も国民健康保険税を納付されずに滞納が続いた場合、国民健康保険法第54条の3の規定による特別療養費が適用されることとなります。特別療養費の支給対象になると、医療機関等における診療等を受けたときは、いったん医療機関等の窓口において、診療等にかかった経費の全額を自己負担していただくこととなります。

(2) 特別の事情に係る届出

特別療養費の措置にあたっては、国民健康保険税の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があるとき又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費の支給等を受けられる被保険者については対象から除外されます。

つきましては、国民健康保険税の滞納に係る特別の事情の有無及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費の支給等を受けられる被保険者の有無について確認しますので、特別の事情があるときは別紙「特別の事情に係る届出書」により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費の支給等を受けられる被保険者がいるときは別紙「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届出書」により、至急、届出を行うようお願いいたします。

届出書の提出場所

届出書の提出期限 年 月 日

3 納税相談

担当課

相談期間 年 月 日まで

4 備考

期限内に都合が悪い場合は、必ずご連絡ください。
本書との行き違いで納付された場合はご容赦ください。

様式第3 (第4条関係)

特別の事情に係る届出書

<p>被保険者記号番号</p>	
<p>1 政令で定める特別の事情 (該当する番号に○をしてください。)</p>	<p>1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5 1から4までに類する事由があったこと</p>
<p>2 国民健康保険税を納付することができない理由 (上記1の理由を具体的に記載してください。)</p>	
<p>上記のとおり、別紙関係書類を添えて届出します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 世帯主 氏 名 電話番号 個人番号</p>	

様式第4（第4条関係）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費等に係る届出書

被保険者記号番号	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者	
住 所	
氏 名	
生年月日	
個人番号	
被保険者の受けること ができる医療等の名称	
<p>上記のとおり、関係書類を添えて届出します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 世帯主 氏 名 電話番号 個人番号</p>	

様式第5（第5条関係）

第 年 月 日 号

（保険税納付義務者） 様

大口町長



国民健康保険税納付に関する弁明書の提出について

あなたの滞納国民健康保険税については、これまで再三にわたり督促、催告等により納付をお願いしてきましたが、いまだに納付されておられません。

このことについて、 年 月 日付で「特別の事情に係る届出書」を提出していただくようお願いしましたが、期日までに提出がありませんでした。（特別の事情として判断するには不十分な内容でした。）

このまま国民健康保険税を滞納し続けると、国民健康保険法第54条の3の規定により特別療養費の支給対象となりますが、この措置を行うに当たり、行政手続法第13条及び第29条から第31条までの規定により、下記のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明すべき内容がある場合は、弁明書を提出してください。

なお、特別療養費の支給対象となった場合、医療機関等における診療等を受けたときは、いったん医療機関等の窓口において、診療等にかかった経費の全額を自己負担していただくことになります。

記

1 予定される不利益処分の内容

- (1) 療養の給付等に代えて、特別療養費の支給対象とする
- (2) 資格確認書（特別療養）の交付（資格確認書が交付されている方のみ）
- (3) 根拠法令 国民健康保険法第54条の3

国民健康保険法施行規則第27条の5の2及び同規則第27条の5の3

2 不利益処分の原因となる事実

特別な事情等がないにもかかわらず、納期限から1年が経過するまでの間、国民健康保険税を滞納していること。

3 弁明書の提出先

4 弁明書の提出期限

年 月 日（ ）

※期限までに弁明書の提出がなかった場合は、弁明がないものとみなします。

様式第6（第5条関係）

年 月 日

弁明書

大口町長 様

住 所

世帯主 氏 名

被保険者記号番号

行政手続法第29条第1項及び大口町行政手続条例第27条第1項の規定により、下記のとおり
弁明します。

記

- 1 弁明の対象となる処分
- 2 弁明の内容

※弁明の内容に係る証拠書類等がある場合は、弁明書に添付してください。

様式第7（第6条関係）

第 年 月 日

（保険税納付義務者） 様

大口町長



特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象世帯

被保険者記号番号	
世帯主氏名	
住 所	

2 特別療養費の支給対象者

氏名	生年月日	被保険者記号番号

3 日付

年 月 日

4 特別療養費の支給申請先

5 備考

- ・特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請により、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ・次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・国民健康保険税の滞納が解消されたとき又は滞納額が著しく減少したとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

【注意事項】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8（第7条関係）

第 年 月 日

（保険税納付義務者） 様

大口町長



国民健康保険資格確認書の返還について

「特別療養費の支給に係る事前通知書」で通知したとおり、貴世帯に対しては、特別療養費を支給することになりました。

つきましては、国民健康保険法第54条の3第3項の規定に基づき、現在、お持ちの資格確認書を下記のとおり返還してください。

なお、資格確認書の返還後、国民健康保険法施行規則第27条の5の2第4項の規定に基づき、資格確認書（特別療養）を交付します。

記

- 1 被保険者記号番号
- 2 資格確認書の返還先
- 3 資格確認書の返還期限
年 月 日
- 4 備考

資格確認書を返還したときは、引き替えに資格確認書（特別療養）を交付しますので、医療機関で診療等を受けるときは資格確認書（特別療養）を医療機関に提示してください。資格確認書（特別療養）で診療等を受けるときは、全額自己負担となります。

様式第9（第11条関係）

年 月 日

特別療養費支給申請書

大口町長 様

住 所

世帯主 氏 名

電話番号

特別療養費の支給について、次のとおり申請します。

療養を受けた被保険者の氏名等			
氏 名		電話番号	
住 所			
個人番号			
世帯主の氏名			
世帯主からみた関係	<input type="checkbox"/> 世帯主本人 <input type="checkbox"/> 世帯員（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問介護ステーションの名称等			
名 称			
所 在 地			
傷 病 名			
療養期間	年 月 日～ 年 月 日		
療養につき算定した 費用の額			

※申請書には、領収書等の証拠書類を添付すること。

※代理人が申請する場合は別途、委任状を添付すること。

様式第10（第12条関係）

第 年 月 日 号

（保険税納付義務者） 様

大口町長



国民健康保険税の滞納額の納付等をお願い

あなたは長期間にわたり国民健康保険税を滞納しており、これまで再三にわたり督促、催告等により納付をお願いしてきましたが、未だに納付されておられません。つきましては、同封した納付書により、速やかに納付をお願いします。国民健康保険税の納付相談も受け付けていますので、ご相談ください。

記

1 滞納額及び納期限

滞納額 円
納期限 年 月 日

2 保険給付の一時差止の措置及び特別の事情に係る届出

(1) 保険給付の一時差止

今後も国民健康保険税を納付されずに滞納が続いた場合、国民健康保険法第63条の2第1項及び第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止（以下「保険給付の一時差止」という。）の措置が適用されることとなります。

(2) 特別の事情に係る届出

保険給付の一時差止の措置にあたっては、国民健康保険税の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があるときについては対象から除外されます。

つきましては、国民健康保険税の滞納に係る特別の事情の有無について確認しますので、特別の事情があるときは別紙「特別の事情に係る届出書」により、至急、届出を行うようお願いいたします。

届出書の提出場所

届出書の提出期限 年 月 日

3 納税相談

担当課

相談期間 年 月 日まで

4 備考

期限内に都合が悪い場合は、必ずご連絡ください。
本書との行き違いで納付された場合はご容赦ください。

様式第 1 1 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日

(保険税納付義務者) 様

大口町長



保険給付の全部又は一部の支払の一時差止通知書

国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 1 項 (第 2 項) の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めますので、下記のとおりお知らせします。

なお、国民健康保険税の滞納につき災害その他特別の事情があるときは、保険給付の一時差止の措置の対象から除外されますので、該当する場合には直ちにその旨お届けください。

記

- 1 一時差止の措置の対象となる保険給付
年 月 日以降の支給申請に係る療養費、特別療養費、高額療養費、葬祭費その他の現金給付。
- 2 一時差止の措置の理由
国民健康保険税(納期限 年 月分)について、災害その他特別の事情がなく、納期限から 1 年 6 月が経過するまでの間滞納していること。

【注意事項】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として (訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12（第13条関係）

第 年 月 日 号

（保険税納付義務者） 様

大口町長



保険給付の全部又は一部の支払の一時差止措置の解除通知書

あなたは、国民健康保険法第63条の2第1項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められていましたが、下記の期日をもってこの措置を解除しますのでお知らせします。

記

1 期日

年 月 日

2 理由

- ・滞納している国民健康保険税が完納されたこと。
- ・国民健康保険税の滞納につき、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められること。

様式第13（第14条関係）

第 年 月 日 号

（保険税納付義務者） 様

大口町長



国民健康保険税の滞納額の納付等をお願い

あなたは長期間にわたり国民健康保険税を滞納しており、これまで再三にわたり督促、催告等により納付をお願いしてきましたが、未だに納付されておられません。つきましては、同封した納付書により、速やかに納付をお願いします。国民健康保険税の納付相談も受け付けていますので、ご相談ください。

記

1 滞納額及び納期限

滞納額 円

納期限 年 月 日

2 保険給付の額からの滞納国民健康保険税額の控除の措置及び特別の事情に係る届出

(1) 一時差止に係る保険給付の額からの滞納国民健康保険税額の控除

今後も国民健康保険税を納付されずに滞納が続いた場合、国民健康保険法第63条の2第3項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止（以下「保険給付の一時差止」という。）に係る保険給付の額からの滞納国民健康保険税額の控除の措置が適用されることとなります。

(2) 特別の事情に係る届出

一時差止に係る保険給付の額からの滞納国民健康保険税額の控除の措置にあたっては、国民健康保険税の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があるとき又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費の支給等を受けられる被保険者については対象から除外されます。

つきましては、国民健康保険税の滞納に係る特別の事情の有無及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費の支給等を受けられる被保険者の有無について確認しますので、特別の事情があるときは別紙「特別の事情に係る届出書」により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療費の支給等を受けられる被保険者がいるときは別紙「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届出書」により、至急、届出を行うようお願いします。

届出書の提出場所

届出書の提出期限 年 月 日

3 納税相談

担当課

相談期間 年 月 日まで

4 備考

期限内に都合が悪い場合は、必ずご連絡ください。
本書との行き違いで納付された場合はご容赦ください。

様式第14（第14条関係）

第 年 月 日 号

（保険税納付義務者） 様

大口町長



一時差止に係る保険給付費からの滞納国民健康保険税額の控除通知書

国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納している国民健康保険税額を控除しますので、下記のとおりお知らせします。

なお、国民健康保険税の滞納につき災害その他特別の事情があるときは、本措置の対象から除外されますので、該当する場合には直ちにその旨お届けください。

記

1 滞納国民健康保険税額

納期限	滞納国民健康保険税額	納期限	滞納国民健康保険税額
		計	(B)

2 一時差止に係る保険給付

種類	保険給付額	種類	保険給付額
		計	(A)

3 滞納国民健康保険税額の控除等

一時差止に係る保険給付額	(A)	
滞納国民健康保険税額	(B)	
滞納国民健康保険税の控除額	(C)	
滞納国民健康保険税の残額	(B-C)	
差引保険給付額	(A-C)	

【注意事項】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。